



第340号 平成18年11月1日

発行所 京都市学校医会

京都市中京区間之町通竹屋町下ル

楠町601-1 こどもみらい館 2階

TEL (075) 256-0351

FAX (075) 241-3568

発行人 長村吉朗

健康管理医の活用について

会長 長村吉朗

平成5年より導入されました健康管理医の制度も10年以上を経過し、ともすればその存在が学校側・学校医側ともに忘れ去られている傾向があるのではないのでしょうか。そんなことはないといわれる先生方は、以下の文章は読み飛ばしていただいてもかまいません。

健康管理医の制度は、教職員が50名以上の学校（京都市には13校が存在します）においては産業医を選任しなければなりません、大部分のそれ以下の規模の学校においても産業医と同様に教職員の健康管理を担う存在として発案設置されたものです。そのため年に10回程度の教職員に対する健康相談の機会を設けるという構想となっておりますが、現実にはそれだけの活動をしている学校医がどれくらいおられるのでしょうか。聞くところによりますと月に2回以上の健康相談を実施している学校がある一方、相談者がいないとの理由でほとんど相談を実施していない学校も多々あるようです。恥ずかしながらこの私も会長の任にありながら、ほとんど健康相談を行っていないのが現状です。これには制度が定められてから10年以上を経過し、学校側の実施責任者である学校長や衛生推進者となっていることが多い教頭先生の世代交代が進み、健康管理医の制度自体をご存じない事が原因の一つと考えられます。また学校医側からは、要請がないのならそっとしておいた方が楽だという考えがあるのではないのでしょうか。「寝た子を起こすな」とのおしかりを受けるかもしれません。しかしながら制度がある以上、また一生懸命にその仕事を行っていただける学校医の先生がいられ

る以上、設置の原点に戻り健康管理医の活動を熱心に学校側に働きかけていただくことをお願い申し上げます。

今更こんなことを言うのには理由があります。産業医活動をしていただける先生方はすでにご承知でしょうが、平成17年法律第108号の労働安全衛生法等の一部を改正する法律が平成18年4月1日より施行されました。この中において、長時間労働者等の健康を保持するための措置が充実強化されました。すなわち「労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超えかつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければならない」との規定が新たに設けられ、過重労働に対しての産業医による面接指導が必要となりました。学校現場においては現在のところタイムレコーダー等の使用は行われておらず、そのため過重労働の実態が明確とはなっておりません。しかしながらこれを受け、以下にその文章を示します通達が文部科学省より教育委員会へ送られてきております。このため産業医を選任しなければならない13校は当然ですが、それ以外の学校におきましてもこの通達の趣旨を受け、健康管理医としてこれまで以上に教職員の健康管理に積極的に参画し、教職員の健康を保持増進し、過重労働によるうつ病等の発生を阻止するようしていただきたいと考え、今更ながら健康管理医としての活動の再確認をしたわけです。今でも十分忙しいと言われるかとは存じますが、よろしくお願い申し上げます。

1. 長時間労働者への医師による面接指導の実施について

今回の労働安全衛生法の改正によって、全ての事業場（常時50人未満の労働者を使用する事業場は平成20年4月から適用）において、事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超えかつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければならないこととされました。

また、長時間の労働（週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合）により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者、事業場で定める基準に該当する労働者についても面接指導を実施する、又は面接指導に準ずる措置を講じるよう努めなければならないこととされたところです。

各学校の設置者におかれては、常時50人以上の教職員が働いている学校等においては、産業医を活用する等の方法によって面接指導等を実施すること、産業医を選任していない学校等については、改正法の規定は平成20年4月1日から適用されることから、その間に保健所等と連携して、面接指導を実施できるような体制を整えることについて指導していただくようお願いします。

また、私立学校については、地域産業保健センターの活用も有効であることから、十分に連携をとっていただくようお願いします。

なお、公立学校の教職員のメンタルヘルスの保持等については、平成17年12月28日付け17初初企第29号初等中等教育企画課長通知において各教育委員会へ依頼しているところですが、国、私立学校においても以下の方策などにより、所属の教職員のメンタルヘルスの保持等について一層取り組んでいただきますようお願いします。

- (1) 学校における会議や行事の見直し等による校務の効率化を図るとともに、一部の教職員に過重な負担がかからないよう適正な校務分掌を整えること。日頃から、教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができる職場環境を作ること。特に管理職は、心の健康の重要性を十分認識し、親身になって教員の相談を受けるとともに、職場環境の改善に努めること。
- (2) 日頃から、教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができる職場環境を作ること。特に管理職は心の健康の重要性を十分認識し、親身になって教員の相談を受けるとともに、職場環境の改善に努めること。
- (3) 教職員が気軽に相談できる体制の整備や、心の不健康状態に陥った教職員の早期発見・早期治療に努めること。
- (4) 一般の教職員に対して、心の健康に関する意識啓発や、メンタルヘルス相談室等の相談窓口の設置について周知を図るなどの取組を推進すること。併せて、管理職に対してメンタルヘルスに対処するための適切な研修を実施するよう努めること。

以下略